指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」を選定しました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成26年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称:北九州市立玄海青年の家

所 在 地:北九州市若松区大字竹並126-2

建設年:昭和45年

敷地面積 22, 331㎡ 延床面積 4,683㎡

収容人員 320人

主な施設 宿泊室 ・洋室 2段ベット 8人 × 20室

・和室 8~50人用 7室

研修室 · 大研修室 120人 × 1室

• 中研修室 48人 × 1室

·小研修室 30人 × 3室 ※全館冷暖房

体育館 多目的ホール グラウンド 食堂 キャンプ場 キャン プファイヤー場 野外炊飯場

(2) 指定期間

平成27年4月1日~平成32年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称:玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体

所 在 地:小倉北区堺町一丁目6番15号

構成団体:太平ビルサービス㈱北九州支店・㈱エコプラン研究所・셰カヌー

スクール九州

主な業務内容:

・太平ビルサービス(株)北九州支店: 建物の総合管理(清掃、設備、警備、サービス、環境衛生)

・(株)エコプラン研究所:

自然環境調査業務、環境設計計画業務、野生動植物の保全や復元計画及び実施業務、環境教育事業、指定管理業務

(有)カヌースクール九州:

カヌースクール業務、カヌー指導者養成事業、カヌー用品販売業務、カヌーイベント受託業務、水辺の安全管理業務、環境教育業務、指定管理業務

2 指定の経緯

平成 26 年 8 月 13 日~8 月 28 日 募集要項の配布

平成 26 年 8 月 28 日

平成 26 年 10 月 17 日

平成 26 年 11 月

募集説明会の開催

平成26年9月18日~9月30日 申請書及び事業計画書の受付

指定管理者検討会(ヒアリング)

指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

法人、その他の団体で、本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故な ど緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するも の。(個人による応募は不可)

グループでの応募も可能。その場合は、応募時に共同企業体を結成し、代表 団体を定めていただき、上記の要件を、その代表団体に求める。

団体の場合、法人格は必ずしも必要ないが、個人応募は不可。

(2) 応募状況

募集要項配布:7団体 説明会参加:5 団体

応募件数:2団体

· 特定非営利活動法人大地

玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体 太平ビルサービス㈱北九州支店・(㈱エコプラン研究所・悧カヌー スクール九州)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討 会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、 検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- · [学識経験者] 恒吉 紀寿 (北九州市立大学准教授)
- ・ [利 用 者] 中本 賢一 (北九州西ボーイスカウト振興会幹事長)
- ・ [利用団体] 仲西 茂 (北九州市キャンプ協会会長)
- ・「利 用 者] 古賀 敦子 (ガールスカウト福岡県連盟北九州地区長)
- [中小企業診断士] 大和 一雄 (中小企業診断士)

5 選定基準

選定基準	
1 指定管理者としての適性	
(1) 玄海青年の家の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財 政基盤	○長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

(3) 実績や経験など	○同様、類似の業務の実績を有しており、成果をあげているか。 ○施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 ○複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。						
管理運営計画の適確性							
【有効性】							
(1) 玄海青年の家の設 置目的の達成に向け た取組み	 ○施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効果を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○受入れ事業に取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○主催事業に取り組み姿勢や考え方、提案が適切であるか。 ○市の青少年教育行政の方針や施設の持つ特性を十分理解し、民間の利息を生かした提案であるか。 ○新たなプログラム開発のための研究や情報収集などの方策が十分考えられているか。 ○施設の利用者の増加のための実施可能な提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた広報活動に関する効果的な提案があるか。 						
(2) 利用者の満足度							
(2) 利用名切個定及	○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。○サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。						
【効率性】							
(3) 指定管理料	○指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。						
(4) 四本計画の双半州	○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。						
(4) 収支計画の妥当性 及び実現可能性	○収支計画が安国がつ、美現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。						
 【適正性】							
(5) 管理運営体制など	 ○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営(指定管理業務)にあたっての人員配置、ローテーション、バックアップ体制の考え方が適切であるか。 ○施設を運営するための知識や経験を有する職員の具体的な採用計画があり、又は確保の見込みがあるか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○他の青少年施設や学校及び地域との連携について十分考えられているか。 						
(6) 平等利用、安全対 策、危機管理体制など	○施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。○利用者が平等・公平に利用できるよう配慮されているか。○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。						

【評価レベル】

評価 レベル	乗率評価レベルの考え方						
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)					
4	80%	優れている (市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)					
3	60%	普通(市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)					
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)					
1	20%	不十分である (市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)					
0	0 %	劣っている (能力がほとんどなく、任せることに不安がある)					

6 審査結果

(1)得 点

団体名	選定基準(=審査項目) 及びポイント		評価レベル							
		配点	構成員					平均	審査	得点
	X OWN V		A	В	С	D	Е	平均	結果	
特定非営利活	1 指定管理者としての適性									
	(1) 玄海青年の家の管理運営 (指定管理業務)に対する 理念、基本方針	5	2	0	1	2	2	1. 4	2	2
	(2) 安定的な人的基盤や財政基 盤	5	1	1	1	1	1	1. 0	1	1
	(3) 実績や経験など	5	1	1	1	1	1	1. 0	1	1
	2 管理運営計画の適確性									
	【有効性】									
	(1) 玄海青年の家の設置 目的の達成に向けた取 組み	30	1	1	1	1	1	1. 0	1	6
動法人	(2) 利用者の満足向上	10	1	1	1	2	1	1. 2	1	2
大地	【効率性】									
700	(3) 指定管理料	15	1	1	1	1	1	1. 0	1	3
	(4) 収支計画の妥当性及 び実現可能性	10	1	0	0	1	1	0. 6	1	2
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	2	1	1	1	1	1. 2	1	2
	(6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	10	0	0	0	0	1	0. 2	0	0
	合計	100	21	15	16	21	21	_	_	19
	地元団体に対する優遇措置 (3点)									22

団体名	選定基準(=審査項目) 及びポイント		評価レベル							
		配点	構成員						審査	得点
			A	В	С	D	E	平均	結果	14 11/4
	1 指定管理者としての適性									
	(1) 少年自然の家の管理運営(指定管理業務) に対する理念、基本方針	5	4	5	5	4	5	4. 6	5	5
	(2) 安定的な人的基盤や財 政基盤	5	5	4	5	5	5	4. 8	5	5
	(3) 実績や経験など	5	4	5	5	4	5	4. 6	5	5
	2 管理運営計画の適確性									
玄海グリ ーン&ア	【有効性】									
	(1) 少年自然の家の設置 目的の達成に向けた取 組み	30	4	5	5	4	5	4. 6	5	30
ドベンチ	(2) 利用者の満足向上	10	4	4	4	3	4	3. 8	4	8
ャー共同	【効率性】									
企業体	(3) 指定管理料	15	4	4	4	4	4	4. 0	4	12
	(4) 収支計画の妥当性及 び実現可能性	10	4	5	5	4	5	4. 6	5	10
	【適正性】									
	(5) 管理運営体制など	10	4	5	5	4	4	4. 4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、 危機管理体制など	10	4	5	5	4	4	4. 4	4	8
	合 計	100	81	94	95	79	91	_	-	91
	地元団体に対する優遇措置(2点)									93

※「平均」欄は各構成員の平均得点を小数点第1位まで記入。小数点第2位以下は 切捨て

(2)検討会における主な意見

- ① 特定非営利活動法人大地
 - ・ 各項目とも具体的な提案内容が書かれていない。
 - 野外活動を行うに当たって、どのような人的資源(指導資格を持ったもの)で、 どんな教育手法で事業展開を行うかが提案書では分からない。
 - 事業に対応した、経費の面での詳細な積算がなされていない。
 - ・ 安全管理、危機管理が出来ていない。
- ② 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体
 - ・ 人員配置については、現在指定管理している、かぐめよし少年自然の家及びも じ少年自然の家での実績があるスタッフの配置を計画している。マルチタスク 化の実施や3所の人事交流を行うとしており、適正な人員配置が期待できる。
 - ・ 共同企業体として施設運営に対しての基本理念がしっかりしており、また、各 企業の強みをいかした提案となっている。
 - 安全対策・危機管理を踏まえ、利用団体の教育目標を達成できるプログラムとなっている。

(3) 検討会における検討結果

・ 指定管理者としては、「指定管理者としての適性」「有効性」「効率性」「適 正性」の各項目における得点も他団体より高く、業内容や目標数値からみて最 も優れた提案を行った 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体が、相応し いという意見で一致した。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体を指定管理者候補に選定した。

(1) 選定された団体の主な提案内容 別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体は、かぐめよし少年自然の家・も じ少年自然の家の指定管理者として十分な実績があり、青少年の家の設置目的 及び市の青少年課施策についてよく理解している。現在担当している2所に加 え、玄海青年の家が加わることで、3所を通じての、「安定した人材の確保が可 能」となるとともに、「ボランティア育成」「魅力あるプログラムの提供」「危機 管理研修」などが期待できる。
- 共同企業体である財政基盤の強みや利点を生かした管理運営が期待できる。
- ・ 安全対策等が十分に考えられており、利用者の安全を第一に考えた配慮がな されている。

8 提案額

平成27年度 98,383千円

平成28年度 97,974千円

平成29年度 98,878千円

平成30年度 98,244千円

平成31年度 98,940千円